

## 会 議 開 催 案 内

令和8年度第1回宮古市社会教育委員会議を次のとおり開催します。

令和8年5月26日

宮古市社会教育委員会議

- 1 開催日時  
令和8年6月18日(木) 午後1時30分から
- 2 開催場所  
保健センター 1階 大会議室
- 3 議題
  - (1) 令和8年度生涯学習事業計画及び社会教育事業計画について
  - (2) 令和8年度公民館事業計画について
  - (3) 令和8年度図書館事業計画について
  - (4) 令和8年度スポーツ・レクリエーション振興事業計画について
  - (5) 令和8年度文化事業計画について
  - (6) その他
- 4 傍聴定員 5人
- 5 傍聴の可否及び手続き
  - (1) この会議は、傍聴することができます。
  - (2) 傍聴希望者は、上記の開催時刻までにお越しく下さい。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
  - (3) 開催時刻を過ぎた場合は、入室できません。
  - (4) 受付開始時刻は、午後1時10分です。
  - (5) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
地域振興部地域づくり推進課生涯学習係  
電話 0193-68-9119

# 傍 聴 要 領

## 宮古市社会教育委員会議

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、宮古市社会教育委員会議議長の許可を受けただうえで、事務局職員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい終了します。
- (3) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議議長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。